

# 令和8年度

## 1級土木施工管理技術検定

《検定区分》

第一次検定・第二次検定

旧受検資格  
受検の手引

申込受付期間

令和8年3月23日(月)～4月6日(月)[消印有効]

試験日

第一次検定:令和8年7月5日(日)

第二次検定:令和8年10月4日(日)

この手引は、申込書類提出後も必要となりますので、大切に保管してください。

※申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 全国建設研修センター

## はじめに

1級土木施工管理技術検定は、建設業法に基づき、建設工事に従事する施工管理技術者の技術の向上を図ることにより、建設工事の適正な施工の確保に資するもので、国土交通大臣指定試験機関である一般財団法人全国建設研修センターが実施する国家試験です。

1級土木施工管理技術検定は、第一次検定及び第二次検定によって行われ、第一次検定合格者は「1級土木施工管理技士補」、第二次検定合格者は「1級土木施工管理技士」の国家資格を取得することができます。

今般、建設業における担い手確保、育成を図るため、技術検定の受検資格見直し等の関係法令等の改正が行われ、受検資格は、令和6年度から、第一次検定は学歴に関係なく19歳以上の者になり、第二次検定は学歴ごとに定められていた卒業後の一定の実務経験を有する者から、学歴に関係なく第一次検定等合格後の一定の実務経験を有する者になりました。なお、令和10年度までは、制度改正前の第二次検定の旧受検資格での受検も可能となる経過措置が設けられています。

本手引は、1級土木施工管理技術検定制度改正前の旧受検資格による第一次検定・第二次検定の申込みをするため、受検資格、必要な諸手続、提出書類、申込書類の作成要領、試験要領等についてまとめたものです。

申込みされる方は、本手引に従い、申込みをしていただくようお願いいたします。

また、申込みされるにあたっては、最近申込み手続きに関する不備な事象が発生していることから、特に次の諸点に十分にご注意ください。

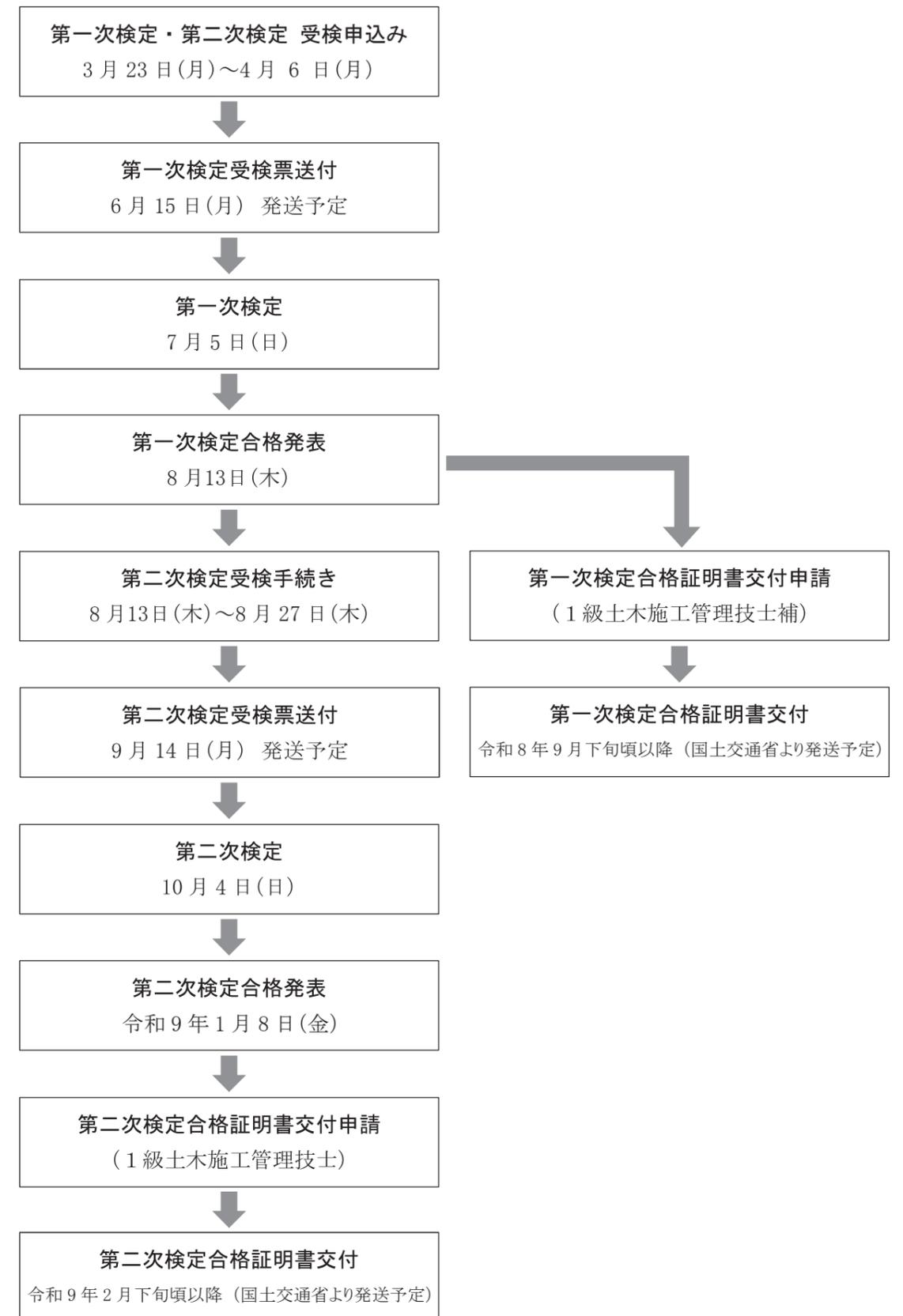
- ・1級土木施工管理技術検定においては、実務経験及び指導監督の実務経験については非常に重要であることから、どのような場合でも他の検定種目との重複は認めておりませんので十分ご確認ください。
- ・また実務経験及び指導監督の実務経験については、証明者による証明が必要ですので、記載内容等に関し、必ず証明者にも十分な確認を依頼してください。
- ・さらに申込書類の記載等に不備がある場合は、受検もしくは合格が取り消される場合がありますので、記載内容等について十分にご確認ください。

# 目次

1. 1級土木施工管理技士補および1級土木施工管理技士の資格取得までの流れ	4
〈申込要領〉	
2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類	5
3. 実務経験について	9
4. 実務経験の証明について	16
5. 受検資格に係わらず提出が必要な証明書類	17
6. 受検資格に応じて提出が必要な証明書類	18
7. 再受検申込みについて	19
8. 申込書類の作成方法について (A票・B票・C票・D票の作成)	20
〈第一次検定〉	
9. 受検申込受付期間・申込方法等について	33
10. 受検手数料	33
11. 受検取消について	33
12. 住所変更等について	33
13. 受検票の送付について	34
14. 受検地変更について	34
15. 試験日時・試験地・試験の内容について	35
16. 受検に際しての注意	36
17. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて	37
18. 試験問題等の公表について	37
19. 合格発表について	37
20. 第一次検定合格証明書の交付申請手続きについて	38
〈第二次検定〉	
21. 受検の手続期間・手続方法・受検手数料等について	39
22. 住所の変更等について	39
23. 受検票の送付について	39
24. 受検地変更について	39
25. 試験日時・試験地・試験の内容について	40
26. 受検に際しての注意	41
27. 試験問題の公表について	41
28. 合格発表について	41
29. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて	41
〈その他〉	
30. 国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請について	42
31. 国外における実務経験について	43
32. よくある質問	44
33. (様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について	46
34. (様式ロ) 受検辞退届(受検申込後の取消手続きについて)	47
施工管理技術検定における自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について	48
土木施工管理技術検定「指定学科一覧」	49

## 1. 1級土木施工管理技士補および1級土木施工管理技士の資格取得までの流れ

〈令和8年度 第一次検定・第二次検定〉



## 2. 新規受検申込者の受検資格(旧受検資格)と提出書類

- (1) 受検資格区分(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)のいずれかに該当する者が受検できます。
- (2) 受検申請書類(A票、B票<sup>\*</sup>、C票、D票)及び必要な証明書類等を提出してください。  
(申込みに必要な書類に不足・不備があると受検できません。)  
※B票は受検資格区分(ハ)、(ニ)の方のみ必要です。
- (3) 実務経験の内容及び年数、指導監督的実務経験、実務経験の証明等については、9～16ページを参照してください。
- (4) 指定学科・専修学校等の取り扱いについては、49ページおよび当センターホームページの「指定学科一覧」を参照してください。
- (5) 再受検申込者は19ページを参照してください。

### ご注意

・ 申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

### 受検資格区分(イ) 最終学歴卒業後の実務経験年数

### 受検資格区分(ロ) 2級合格者の実務経験年数

区分	学歴と資格		土木施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類	
			指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	区分(イ)、(ロ)の受検者全員が必要な書類
(イ)	学校教育法による ・大学 ・専門学校の「高度専門士」*1		卒業後 3年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。	卒業後 4年6ヵ月以上 の実務経験年数	卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です (記載がない場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	① A票 ・21～24、29ページ参照  ② C票 ・31～32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照)  ③ D票 ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付 (17ページ参照)  ④ 住民票 ・17ページ参照  ※B票の提出は不要です。
	学校教育法による ・短期大学 ・高等専門学校(5年制) ・専門学校の「専門士」*2		卒業後 5年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。	卒業後 7年6ヵ月以上 の実務経験年数		
	学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程		卒業後 10年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。	卒業後 11年6ヵ月以上 の実務経験年数		
	その他(学歴を問わず)		15年以上の実務経験年数 1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。			
(ロ)	2級土木施工管理技術検定 第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後 5年以上の実務経験年数 (本年度該当者は令和2年度までの合格者) 1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。		2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	
	2級土木施工管理 技術検定第二次検定*合格後、実務経験が5年未満の者 (※令和2年度までは実地試験)	学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校 (中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	卒業後 9年以上 の実務経験年数  1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。	卒業後 10年6ヵ月以上 の実務経験年数	2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)  卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です	
		その他(学歴を問わず)	14年以上の実務経験年数 1年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。		2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	

\*1、\*2 18ページ参照

受検資格区分(ハ) 専任の主任技術者の実務経験が1年(365日)以上ある者(25ページ参照)

受検資格区分(二) 指導監督的実務経験年数が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者(27ページ参照)

区分	学歴と資格		土木施工管理に関する必要な実務経験年数		申込みに必要な書類			
			指定学科	指定学科以外	受検資格に応じた必要な証明書類	該当区分の受検者全員が必要な書類		
(ハ)	専任の主任技術者の実務経験が1年(365日)以上ある者	2級土木施工管理技術検定第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後3年以上の実務年数 (本年度該当者は令和4年度までの合格者)		2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	① <b>A票・B票(B-1)</b> ・21~26、29ページ参照 ② <b>C票</b> ・31~32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照) ③ <b>D票</b> ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照) ④ 専任の主任技術者として従事したことが確認できる書類の写し(25ページ⑤参照) ⑤ 住民票 ・17ページ参照	
		2級土木施工管理技術検定第二次検定*合格後、実務経験が3年未満の者 (※令和2年度までは実地試験)	学校教育法による ・短期大学 ・高等専門学校(5年制) ・専門学校の「専門士」	卒業後7年以上の実務経験年数		卒業後7年以上の実務経験年数		2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写) 卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・高度専門士・専門士は、称号が記載された卒業証明書が必要です (記載がない場合は別途証明書が必要) ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です
			学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程			卒業後7年以上の実務経験年数		
		その他(学歴を問わず)	12年以上の実務経験年数		2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)			
		その他	学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	卒業後8年以上の実務経験年数	卒業後*39年6ヵ月以上の実務経験年数	卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です		
その他(学歴を問わず)	13年以上の実務経験年数		—					
(二)	指導監督的実務経験が1年以上、主任技術者の資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある者	2級土木施工管理技術検定第二次検定*合格者 (※令和2年度までは実地試験)		合格後3年以上の実務経験年数 (本年度該当者は令和4年度までの合格者) ※2級合格後、以下の両方を含む3年以上の実務経験年数を有している者 ・指導監督的実務経験年数が1年以上 ・専任の監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務年数		2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)	① <b>A票・B票(B-2)</b> ・21~24、27~29ページ参照 ② <b>C票</b> ・31~32ページ参照 ・証明用写真を貼付(17ページ参照) ③ <b>D票</b> ・30ページ参照 ・振替払込受付証明書を貼付(17ページ参照) ④ 住民票 ・17ページ参照	
		学校教育法による ・高等学校 ・中等教育学校(中高一貫6年) ・専修学校の専門課程	指定学科を卒業後8年以上の実務経験年数 ※左記学校の指定学科を卒業後、以下の両方を含む8年以上の実務経験年数を有している者 ・指導監督的実務経験年数が1年以上 ・5年以上の実務経験の後に、専任の監理技術者の配置が必要な工事において、監理技術者の指導を受けた2年以上の実務経験年数		卒業証明書(18ページ参照) ・卒業証明書は原本のみ ・卒業式で授与される卒業証書は不可 ・卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本等(原本のみ)が必要です ・専修学校専門課程の卒業証明書には「専門課程」の記載が必要です			

\*3 建設機械施工管理技士に限ります(合格証明書の写しが必要です)。建設機械施工管理技士の資格を取得していない場合は11年以上の実務経験年数が必要です。

### 3. 実務経験について

#### (1) 実務経験とは

「実務経験」とは、建設工事の実施にあたり、その施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理に直接的に関わる技術上の職務経験をいい、具体的には次の①～③をいいます。

- ① 受注者（請負人）として施工を指揮・監督した経験（施工図の作成や、補助者としての経験も含む）
- ② 発注者側における現場監督技術者等（補助者としての経験も含む）としての経験
- ③ 設計者等による工事監理の経験（補助者としての経験も含む）

また、それらに関して具体的な工事種別・工事内容・従事した立場等については10～11ページを参照してください。（実務経験の内容に不備があると受検できません）

#### (2) 実務経験の申請にあたって

- ① 実務経験は、受検資格（5～8ページ）の基本となる極めて重要な内容ですので、申込みにあたっては、実務経験に関する**A票**、**B票**、**C票**について、21～32ページをよく確認の上、作成してください。
- ② 申請書の記載内容は、提出後の訂正等はできませんので十分注意して記入してください。
- ③ 実務経験は、連続している必要はありません。それぞれ従事した期間の合計が必要な年数に達していれば結構です。
- ④ 勤務先が変わった場合は、行を変えて記入してください。書ききれない場合は20ページ注意事項④の要領で作成してください。
- ⑤ 工事種別は10ページの〔表Ⅰ〕から該当するものを選び記号を記入してください。
- ⑥ 工事内容は10ページの〔表Ⅰ〕から該当するものを選び番号を記入してください。
- ⑦ 従事した立場は、11ページの〔表Ⅱ〕から該当するものを選び記号を記入してください。
- ⑧ 実務経験証明書は、証明者による証明を必ずもらってから提出してください。
- ⑨ 12ページの（4）、（5）に該当する工事及び業務・作業等は実務経験になりません。

#### (3) 指導監督的実務経験の申請にあたって

- ① 実務経験年数には1年以上の指導監督的実務経験が含まれていることが必須です。
- ② 指導監督的実務経験を工事名ごとに抜き出し、指導監督的実務経験内容を作成してください。
- ③ 指導監督的実務経験とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいいます。
- ④ 指導監督的実務経験は、受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等としての総合的に指導・監督した経験も含みます。
- ⑤ 工事種別は10ページの〔表Ⅰ〕から該当するものを選び記号を記入してください。
- ⑥ 工事内容は10ページの〔表Ⅰ〕から該当するものを選び番号を記入してください。
- ⑦ 地位・職名は、11ページの〔表Ⅱ〕から該当するものを選び記号を記入してください。
- ⑧ 12ページの（4）、（5）に該当する工事及び業務・作業等は指導監督的実務経験になりません。

〔表Ⅰ〕 土木施工管理に関する実務経験として認められる工事種別・工事内容

工事種別	工事内容
A. 河川工事	1. 築堤工事、2. 護岸工事、3. 水制工事、4. 床止め工事、5. 取水堰工事、6. 水門工事、7. 樋門(樋管)工事、8. 排水機場工事、9. 河道掘削(浚渫工事)、10. 河川維持工事(構造物の補修)
B. 道路工事	1. 道路土工(切土、路体盛土、路床盛土)工事、2. 路床・路盤工事、3. 法面保護工事、4. 舗装(アスファルト、コンクリート)工事(※個人宅地内の工事は除く)、5. 中央分離帯設置工事、6. ガードレール設置工事、7. 防護柵工事、8. 防音壁工事、9. 道路施設等の排水工事、10. トンネル工事、11. カルバート工事、12. 道路付属物工事、13. 区画線工事、14. 道路維持工事(構造物の補修)
C. 海岸工事	1. 海岸堤防工事、2. 海岸護岸工事、3. 消波工工事、4. 離岸堤工事、5. 突堤工事、6. 養浜工事、7. 防潮水門工事
D. 砂防工事	1. 山腹工工事、2. 堰堤工事、3. 地すべり防止工事、4. がけ崩れ防止工事、5. 雪崩防止工事、6. 溪流保全(床固め工、帯工、護岸工、水制工、溪流保護工)工事
E. ダム工事	1. 転流工工事、2. ダム堤体基礎掘削工事、3. コンクリートダム築造工事、4. 基礎処理工事、5. ロックフィルダム築造工事、6. 原石採取工事、7. 骨材製造工事
F. 港湾工事	1. 航路浚渫工事、2. 防波堤工事、3. 護岸工事、4. けい留施設(岸壁、浮桟橋、船揚げ場等)工事、5. 消波ブロック製作・設置工事、6. 埋立工事
G. 鉄道工事	1. 軌道盛土(切土)工事、2. 軌道敷設(レール、まくら木、道床敷砂利)工事(架線工事を除く)、3. 軌道路盤工事、4. 軌道横断構造物設置工事、5. ホーム構築工事、6. 踏切道設置工事、7. 高架橋工事、8. 鉄道トンネル工事、9. ホームドア設置工事
H. 空港工事	1. 滑走路整地工事、2. 滑走路舗装(アスファルト、コンクリート)工事、3. エプロン造成工事、4. 滑走路排水施設工事、5. 燃料タンク設置基礎工事
I. 発電・送変電工事	1. 取水堰(新設・改良)工事、2. 送水路工事、3. 発電所(変電所)設備コンクリート基礎工事、4. 発電・送変電鉄塔設置工事、5. ピット電線路工事、6. 太陽光発電基礎工事
J. 通信・電気土木工事	1. 通信管路(マンホール・ハンドホール)敷設工事、2. とう道築造工事、3. 鉄塔設置工事、4. 地中配管埋設工事
K. 上水道工事	1. 公道下における配水本管(送水本管)敷設工事、2. 取水堰(新設・改良)工事、3. 導水路(新設・改良)工事、4. 浄水池(沈砂池・ろ過池)設置工事、5. 浄水池ろ材更生工事、6. 配水池設置工事
L. 下水道工事	1. 公道下における本管路(下水管・マンホール・汚水桝等)敷設工事、2. 管路推進工事、3. ポンプ場設置工事、4. 終末処理場設置工事
M. 土地造成工事	1. 切土・盛土工事、2. 法面処理工事、3. 擁壁工事、4. 排水工事、5. 調整池工事、6. 墓苑(園地)造成工事、7. 分譲宅地造成工事、8. 集合住宅用地造成工事、9. 工場用地造成工事、10. 商業施設用地造成工事、11. 駐車場整地工事 ※個人宅地内の工事は除く
N. 農業土木工事	1. 圃場整備・整地工事、2. 土地改良工事、3. 農地造成工事、4. 農道整備(改良)工事、5. 用排水路(改良)工事、6. 用排水施設工事、7. 草地造成工事、8. 土壌改良工事
O. 森林土木工事	1. 林道整備(改良)工事、2. 擁壁工事、3. 法面保護工事、4. 谷止工事、5. 治山堰堤工事
P. 公園工事	1. 広場(運動広場)造成工事、2. 園路(遊歩道・緑道・自転車道)整備(改良)工事、3. 野球場新設工事、4. 擁壁工事
Q. 地下構造物工事	1. 地下横断歩道工事、2. 地下駐車場工事、3. 共同溝工事、4. 電線共同溝工事、5. 情報ボックス工事、6. ガス本管埋設工事
R. 橋梁工事	1. 橋梁上部(桁製作、運搬、架設、床版、舗装)工事、2. 橋梁下部(橋台・橋脚)工事、3. 橋台・橋脚基礎(杭基礎・ケーソン基礎)工事、4. 耐震補強工事、5. 橋梁(鋼橋、コンクリート橋、PC橋、斜張橋、つり橋等)工事、6. 歩道橋工事
S. トンネル工事	1. 山岳トンネル(掘削工、覆工、インバート工、坑門工)工事、2. シールドトンネル工事、3. 開削トンネル工事、4. 水路トンネル工事
T. 鋼構造物塗装工事	1. 鋼橋塗装工事、2. 鉄塔塗装工事、3. 樋門扉・水門扉塗装工事、4. 歩道橋塗装工事
U. 薬液注入工事	1. トンネル掘削の止水・固結工事、2. シールドトンネル発進部・到達部地盤防護工事、3. 立坑底盤部遮水盤造成工事、4. 推進管周囲地盤補強工事、5. 鋼矢板周囲地盤補強工事 ※建築工事、個人宅地内の工事は除く
V. 土木構造物解体工事	1. 橋脚解体工事、2. 道路擁壁解体工事、3. 大型浄化槽解体工事、4. 地下構造物(タンク)等解体工事
W. 建築工事 (ビル・マンション等)	1. PC杭工事、2. RC杭工事、3. 鋼管杭工事、4. 場所打ち杭工事、5. PC杭解体工事、6. RC杭解体工事、7. 鋼管杭解体工事、8. 場所打ち杭解体工事、9. 建築物基礎解体後の埋戻し、10. 建築物基礎解体後の整地工事(土地造成工事)、11. 地下構造物解体後の埋戻し、12. 地下構造物解体後の整地工事(土地造成工事)
X. 個人宅地工事	1. PC杭工事、2. RC杭工事、3. 鋼管杭工事、4. 場所打ち杭工事、5. PC杭解体工事、6. RC杭解体工事、7. 鋼管杭解体工事、8. 場所打ち杭解体工事
Y. 浄化槽工事	1. 大型浄化槽設置工事(ビル、マンション、パーキングエリアや工場等大規模な工事)
Z. 機械等設置工事 (コンクリート基礎)	1. タンク設置に伴うコンクリート基礎工事、2. 煙突設置に伴うコンクリート基礎工事、3. 機械設置に伴うコンクリート基礎工事
A A. 鉄管・鉄骨製作	1. 橋梁、水門扉の工場での製作
A B. 上記に分類できないその他の土木工事	代表的な工事内容を実務経験証明書の工事内容欄に記入してください。

※「解体工事業」は建設業許可業種区分に新たに追加されました。（平成28年6月1日施行）

※解体に係る全ての工事が土木工事として認められる訳ではありません。

※上記道路維持工事(構造物の補修)には、道路標識柱、ガードレール、街路灯、落石防止網等の道路付帯設備塗装工事が含まれます。

[表Ⅱ] 土木施工管理に関する実務経験として認められるに従事した立場及び地位・職名

受検資格として認められる工事に携わったときの立場	
○施工管理（請負者の立場での現場管理業務）→	イ. 工事係  ロ. 工事主任  ハ. 主任技術者  ニ. 現場代理人 ホ. 施工監督  ヘ. 施工管理係  ト. 現場施工係
○施工監督（発注者の立場での工事監理業務）→	チ. 発注者側監督員
○設計監理（設計者の立場での工事監理業務）→	リ. 工事監理等
※設計監理業務を一括で受注している場合、その業務のうち、工事監理業務期間のみ認められます。	

(4) 土木施工管理に関する実務経験とは認められない工事等

工事種別	工事内容
建築工事 (ビル・マンション等)	躯体工事、仕上工事、基礎工事、杭頭処理工事、 建築基礎としての地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む) 等
個人宅地内の工事	個人宅地内における以下の工事 造成工事、擁壁工事、地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む)、建屋解体工事、 建築工事及び駐車場関連工事、基礎解体後の埋戻し、基礎解体後の整地工事 等
解体工事	建築物建屋解体工事、建築物基礎解体工事 等
上水道工事	敷地内の給水設備等の配管工事 等
下水道工事	敷地内の排水設備等の配管工事 等
浄化槽工事	浄化槽設置工事(個人宅等の小規模な工事) 等
外構工事	フェンス・門扉工事等困障工事 等
公園(造園)工事	植栽工事、修景工事、遊具設置工事、防球ネット設置工事、墓石等加工設置工事 等
道路工事	路面清掃作業、除草作業、除雪作業、道路標識工場製作、道路標識管理業務 等
河川・ダム工事	除草作業、流木処理作業、塵芥処理作業 等
地質・測量調査	ボーリング工事、さく井工事、埋蔵文化財発掘調査 等
電気工事 通信工事	架線工事、ケーブル引込工事、電柱設置工事、配線工事、電気設備設置工事、変電所建 屋工事、発電所建屋工事、基地局建屋工事 等
機械等製作・塗装・据付工事	タンク、煙突、機械等の製作・塗装及び据付工事 等
コンクリート等製造	工場内における生コン製造・管理、アスコン製造・管理、コンクリート2次製品製造・ 管理 等
鉄管・鉄骨製作	工場での製作 等
建築物及び建築付帯設 備塗装工事	階段塗装工事、フェンス等外構設備塗装工事、手すり等塗装工事、鉄骨塗装工事 等
機械及び設備等塗装工 事	プラント及びタンク塗装工事、冷却管及び給油管等塗装工事、煙突塗装工事、広告塔塗 装工事 等
薬液注入工事	建築工事(ビル・マンション等)における薬液注入工事(建築物基礎補強工事等)、 個人宅地内の工事における薬液注入工事、不同沈下建造物復元工事 等

(5) 土木施工管理に関する実務経験とは認められない業務・作業等

※土木工事の施工に直接的に関わらない次のような業務などは認められません。

- ① 工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ② 測量、調査(点検を含む)、設計(積算を含む)、保守・維持・メンテナンス等の業務  
※ただし、施工中の工事測量は認める。
- ③ 現場事務、営業等の業務
- ④ 官公庁における行政及び行政指導、研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育及び指導等  
の業務
- ⑤ アルバイトによる作業員としての経験
- ⑥ 工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等
- ⑦ 単なる土の掘削、コンクリートの打設、建設機械の運転、ゴミ処理等の作業、単に塗料を塗布する作業、  
単に薬液を注入するだけの作業等

※上記の業務以外でも、その他土木施工管理の実務経験とは認められない業務・作業等は、全て受検でき  
ません。



(8) 土木工事の実務経験として認められる職業訓練等について

産業開発青年隊

- ① 施工管理課程と専攻課程の修了者は、在学期間を実務経験年数に算入できます。

職業訓練施設

- ① 国土交通省が認定した職業訓練に限り訓練期間を実務経験年数に算入できます。
- ② 職業訓練を実務経験に算入するにあたっては以下の制約事項に留意してください。

- ※ 該当する訓練施設については、当センターホームページ内の「指定学科一覧」を参照してください。
- ※ 訓練施設の「修了証明書」が必要です。ただし、修了証明書が発行されない訓練施設は「修了証書の写し」を必ず添付してください。
- ※ 職業訓練の実務経験期間を算入できるのは、受検資格を満たすために必要となる実務経験年数の3分の2までです。3分の1以上の期間は現場での実務が必要となります。
- ※ 複数の職業訓練を修了した場合、実務経験に算入できるのはいずれか一つの職業訓練に限ります。
- ※ 実務経験の期間と職業訓練期間を重複して計上することはできません。
- ※ 職業訓練の訓練期間と現場での実務経験を合算した年数を、実務経験年数の合計欄に記入してください。
- ※ 指導監督の実務経験に対しては、職業訓練の実務経験を算入することは認められていません。工事現場における指導監督の実務経験が1年以上必要となります。
- ※ 受検申請時点で未修了の職業訓練は、実務経験年数に算入できません。
- ※ 実務経験証明書A-3は以下のとおりに記入してください。

(職業訓練の記入例)

勤務先欄には訓練施設名、所属欄には訓練科・課程名、工事種別・工事内容欄には職業訓練と記入し、従事した立場欄は訓練生と記入してください。

A-3		1級技術検定実務経験証明書						
下記の受検申請者の実務経験について、裏面チェックリストA-5を確認し、記載に間違いがないことを証明します。								
国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿		(証明者) 会社又は事業者名 △△建設株式会社 所在地 札幌市中央区〇〇〇 3-3 TEL.011-230-XXXX 役職名 代表取締役社長 氏名 〇〇〇〇						
(作成日) 令和 8 年 3 月 17 日								
受検申請者	氏名	小平 一郎		生年月日	7 年 5 月 31 日生		証明者との係	社長と社員
	本籍	北海道		現住所	〒003-XXXX 札幌市白石区〇〇町×-×-× ハイツ△△×号室			
受検種目に関する実務経験	勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験年数	
				工事種別	工事内容	従事した立場		
	〇〇高等技術専門学院	北海道〇〇市〇〇1-3	土木施工科	職業訓練	職業訓練	訓練生	H <sup>30</sup> 年 4月~H <sup>31</sup> 年 3月	1年 0月
	△△建設(株)	札幌市中央区〇〇〇 3-3	工務第1課	A	2	へ	H <sup>31</sup> 年 4月~R <sup>5</sup> 年 3月	4年 0月
							年 月~ 年 月	年 月
実務経験年数の合計							5年 0月	

(9) 夜間部卒業者の実務経験年数について

夜間部卒業者が、在学中の実務を経験年数に加えたい場合、夜間部等の記載がある卒業証明書が必要です。この場合、一つ前の学歴での実務経験年数が必要となり、卒業証明書も合わせて必要となる場合があります。なお、夜間部を最終学歴とした場合は、夜間部在学中の実務を実務経験年数に含めることはできません。

(10) 国外における実務経験について

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う日本国外での建設工事における実務経験であれば、国内の実務経験と同様に認められます。また、上記以外の国外における実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別申請し、認定書の交付を受けることで、土木施工管理の技術検定を受検することができます。ただし、申請者の現住所が国外の場合は申請できません。(43ページ参照)

4. 実務経験の証明について

(1) 証明者の方へ

- ① 証明者は原則として代表取締役等の代表者となります。また、その代理の立場で受検申込者の人事権を有する方(人事部長・支店長等)も認められます。派遣の場合、証明については、派遣先企業による証明が必要です。ただし、派遣先企業による証明が困難な場合は、派遣元企業による証明とし、原則として、以下の内容が全て確認できる派遣等契約書や派遣元管理台帳等の写しが必要となります。
  - ・派遣者(受検者)氏名、派遣期間、派遣元・派遣先企業名、派遣業者の許可番号
  - ※一つの書面で確認がとれない場合は、複数の書面の提出が必要となります。
- ② 証明者は別添「証明者の方へのお願い」を確認し、実務経験を証明してください。
- ③ 実務経験に申請者の旧所属会社での実務経験が含まれている場合は、その部分も含め十分確認及び証明をお願いします。
- ④ 以前勤務していた会社等の実務経験も含め、現在の勤務先の代表者等の証明とします。この場合、以前の実務経験について内容等は十分確認してください。ただし、建設工事を発注または受注していない会社は、実務経験を証明することができません。
- ⑤ 現在失業中の場合は、実務経験を申請する内容に記載した直近の勤務先で証明を受けてください。(会社の倒産等の理由で証明を受けられない場合は、当センターまでお問い合わせください)
- ⑥ A票の裏面にあるA-5「チェックリスト」についても、内容等確認して確認欄に記入してください。

(2) 受検申込者自身が代表者(経営者)である場合

- ① 原則は(1)のとおりです。
- ② 役職名欄には、自身が代表者と分かるように必ず「代表者」と記入してください。
- ③ 証明者欄には、代表者名(受検申込者氏名)を明記し、証明者との関係欄は「本人」と記入してください。

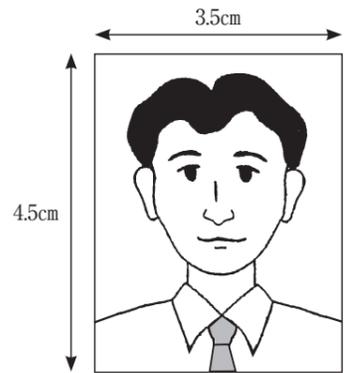
## 5. 受検資格に係らず提出が必要な証明書類

### (1) 住民票（コピーは不可）

- ① 受検申込者の「氏名」「生年月日」が確認できるものであれば発行年月日は問いません。  
※本籍地は省略されたもので構いません。  
※住所が現住所と一致していても構いません。
- ② 以下の方は住民票の提出は不要です。  
・再受検申込者（19ページ参照）  
・婚姻等の改姓により他の添付書類の旧姓との照合のため戸籍抄本を添付する方。
- ③ 住民票コードでの提出はできません。

### (2) 証明用写真（パスポート用）（**C票**に貼付）

試験当日、本人確認を行いますので、鮮明な写真を提出してください。提出された証明用写真を審査した結果、規格に合わないと判断した場合、再度撮りなおして再提出して頂きます。なお、申込時に提出された写真は、検定合格証明書に印刷されます。



#### 提出写真の規格

- ・パスポート用（縦4.5cm×横3.5cm）
- ・申請日から6ヵ月以内に撮影したもの（白黒でも可）
- ・正面、無背景、鮮明であること（焦点があっていること）
- ・明るさやコントラストが適切で影のないもの
- ・前髪などで目元や輪郭が隠れていないこと
- ・眼鏡の光の反射やフレームが目にかかっていないこと
- ・サングラスやマスク、帽子等を着用していないもの
- ・笑顔でないもの（歯が見えていないもの）

※**C票**の写真貼付欄のシールをはがして貼ってください。

（写真の裏面に級別、氏名、受検希望地を必ず記入してください）

※試験当日の本人確認の際、顔写真が実際と大きく異なる等本人確認が難しい場合には試験監督員が運転免許証等の提示や説明を求めることがあります。

### (3) 振替払込受付証明書（お客さま用）（**D票**に貼付）

- ① 第一次検定受検手数料は、同封の振替払込用紙で必ず個人別に郵便局の窓口で12,000円を払込み、振替払込受付証明書（お客さま用）の原本を**D票**の貼付欄に全面のりづけしてください。  
※郵便局の「日附印」が無いものおよびコピーは受付できません。
- ② 振替払込請求書兼受領証は、領収書に代わるものですので大切に保管してください。
- ③ ゆうちょ銀行（郵便局）のATMを利用して払込む場合は、ご利用明細票しか出ませんので、控えとしてコピーをとり、ご利用明細票原本を貼付してください。
- ④ インターネットバンキングや電信振替（口座振替）での払込みは受け付けません。
- ⑤ ミシン目で繋がった**C票**とは同じ番号で管理しますので、申込書を2部以上購入された方は、払込用紙と**C票**を入れ違えて払込みされませんようご注意ください。
- ⑥ 第二次検定の受検手数料12,000円の払込の手続きは、第一次検定合格後になります。

## 6. 受検資格に応じて提出が必要な証明書類

### (1) 卒業証明書（コピーは不可）

- ① 卒業証明書の発行日は問いません。
- ② 卒業証明書が旧姓の方は、戸籍抄本（または旧姓が併記された住民票）を添付してください。
- ③ 大学院修了の方は、その一つ前の学歴で受検資格を判断しますので、大学の卒業証明書を添付してください。
- ④ ご自身が専門学校の高度専門士又は専門士の称号を付与されているかの確認は、卒業された学校へお問い合わせください。
- ⑤ 当センターホームページの「指定学科一覧」内に記載されている専攻科を修了した方は、卒業証明書と専攻科の修了証明書の両方が必要です。
- ⑥ 当センターホームページの「指定学科一覧」内に記載されている「職業訓練施設」修了の方は、修了証明書が必要です。
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等になります。（合格証明書を添付してください）
- ⑧ 大学から「飛び入学」により大学院へ進学した場合には、当センター土木試験課までお問い合わせください。
- ⑨ 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された方は、大学卒業者として取り扱いますので学位授与証明書を添付してください。（指定学科として受検申込みする場合、「土木工学」「建築学」の専攻区分が記載された学位授与証明書が必要です）
- ⑩ 日本国外の学校を卒業した方は42ページを参照してください。

### (2) 成績証明書または履修証明書（コピーは不可）

- ① 当センターホームページの「指定学科一覧」内の表中に※印が記された学科は、指定学科となるための履修条件があり、「卒業証明書」のほかに、履修科目および修得単位数が確認できる「成績証明書」または「履修証明書」が必要です。
- ② 必要な履修科目および単位数については、当センターのホームページで確認してください。

### (3) 2級土木施工管理技術検定第二次検定（令和2年度までは実地試験）に合格したことを証する書類（写）

※合格書類が旧姓の方は、戸籍抄本（または旧姓が併記された住民票）を添付してください。

※紛失した方は、**D票**の紛失届に必要な事項を分かる範囲で記入してください。

#### ※専門学校について

学校教育法第124条により、第1条に掲げる（中学校、高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校等）以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として専修学校が定められ、第125条により、専修学校には高等課程、専門課程又は一般課程を置くこととされている。この専修学校のうち、第126条第2項により、専門課程を置く専修学校は専門学校と称することができる。

高度専門士及び専門士とは、専修学校専門課程で、以下に掲げる要件を満たし、文部科学大臣が認めるものを修了した者は高度専門士又は専門士と称することができる。

#### \*1「高度専門士」の要件

- ① 修業年数が4年以上であること。
- ② 全課程の修了に必要な総授業時間が3,400時間以上。又は単位制による学科の場合は、124単位以上。
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

#### \*2「専門士」の要件

- ① 修業年数が2年以上であること。
- ② 全課程の修了に必要な総授業時間が1,700時間以上。又は単位制による学科の場合は、62単位以上。
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。
- ④ 高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

## 7. 再受検申込みについて(直近の受検実績(欠席を含む)が平成16年度から平成26年度の方)

※直近の受検実績(欠席を含む)が平成27年度以降の方は、インターネットから直接受検申込みを行ってください。(書面によるお申し込みはできません。)詳細は、当センターホームページをご確認ください。

### (1) 再受検申込者とは(書面での再受検申込が可能の方)

次の受検者で、令和8年度の同一検定に再度受検申込みする方のことです。

・平成16年度から平成26年度までの1級土木施工管理技術検定「学科・実地試験」または「実地試験」  
※上記対象者は、令和10年度までに限り再受検申込者に該当します。

- ① 受検票または不合格通知書の原本を**D票**に貼付するか、**D票**内の「再受検申込届」を記入することで、一部書類の提出を省略することができます。(下記(4)参照)
- ② 貼付する受検票等は平成16年度から平成26年度のものに限ります。
- ③ 他の検定種目の「受検票」、「不合格通知書」では再受検申込みできません。
- ④ 再受検申込みの対象でない方が、書類の一部を省略した場合、申込みが無効になります。

### (2) 令和11年度以降(経過措置以降)の再受検申込について

令和10年度までに第一次検定に合格し、第二次検定受検票の交付を受けた方は、令和11年度以降も第二次検定を再受検申込みすることができます。

### (3) 再受検申込者に該当しない方

- ① 初めて1級土木施工管理技術検定の受検申込みを行う方
- ② 1級土木施工管理技術検定の「第一次検定のみ」しか受検したことがない方
- ③ 平成15年度学科のみ合格し平成16年度に実地のみで受検した方
- ④ 過去に受検申込みをしたが、書類不備または受検辞退等により受検票を受け取っていない方

### (4) 再受検申込者が省略できる書類等

- ① **A票**の**A-3**、**A-4**、**A-5**及び**B票**の**B-1**、**B-2**の記入及び証明者の記名
- ② 卒業証明書
- ③ 2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)に合格したことを証する書類(写)
- ④ 住民票(ただし、前回受検した後に改姓した方は戸籍抄本の提出が必要です)

### (5) 再受検申込者の提出書類

<b>A票</b>	<b>A-1</b> 、 <b>A-2</b> のみ記入してください。
<b>C票</b>	31~32ページを参照し作成してください。 ※ <b>C票</b> は実務経験年数も含め、すべて記入してください。 ※実務経験年数欄は、令和8年4月30日現在の実務経験年数を記入してください。
<b>D票</b>	30ページを参照し作成してください。
証明用写真1枚	<b>C票</b> に貼付(17ページ参照)
振替払込受付証明書	受検手数料払込後、 <b>D票</b> に貼付(30ページ参照)
以前の受検時の「受検票」または「不合格通知書」	<b>D票</b> に貼付 ※紛失した場合は、 <b>D票</b> 内の「再受検申込届」を記入してください。

## 8. 申込書類の作成方法について (**A票**・**B票**・**C票**・**D票**の作成)

### (1) **A票**、**B票**、**C票**、**D票**作成の際の基本的な注意事項

- ① 必ず受検申込者自身が記入してください。(証明者が記入する部分を除く)
- ② 黒のペンまたはボールペンで記入してください。(鉛筆及び消せる筆記用具は不可)
- ③ 年齢及び実務経験年数は、令和8年4月30日現在で記入してください。  
なお令和8年5月1日~10月3日までの間における実務経験を加算すると受検資格を満たす方は、その予定されている見込期間を算入することで申込みが可能です。(14ページ参照)
- ④ 実務経験証明書 [**A-3**、**A-4**、**B-1**、**B-2**] に書ききれない場合は、記入前に証明書をコピーして続きを記入してください。その際、コピーした証明書にも証明者の記名が必要になります。
- ⑤ 提出後の加筆訂正はできません。
- ⑥ 受検資格に必要な実務経験年数、指導監督の実務経験年数、実務経験の内容の記載がなければ受検できませんので十分注意してください。
- ⑦ 再受検申込者(19ページ参照)は、**A票**の**A-1**、**A-2**及び**C票**、**D票**を作成してください。  
**A-3**、**A-4**、**A-5**、**B票**の記入は不要です。
- ⑧ 記入内容を訂正する場合は、二重線で訂正のうえ、余白に正しく書き直してください。訂正印は不要です。

### 記入内容の訂正例

※訂正方法は、**A票**・**B票**・**C票**・**D票**の全てに共通です。

A-2 履 歴 票				
受検希望地	札幌	受検番号	※記入しないでください	
フリガナ	コダライイチロウ	生年月日(年齢)	昭和7年5月31日生(満30年10ヵ月)	本籍 北海道 札幌市
氏名	小平 一郎			
フリガナ	サツロシトヨヒラキヒラキシシヨウケチヨウメキ コーポ 00 XXXコウ			
現住所	札幌市豊平区平岸〇条〇丁目××× コーポ〇〇×××号 〇〇〇 (自宅又は携帯) 011-xxx-xxxx			
勤務先	△△建設株式会社 札幌支店 施工本部 道路工事課			TEL. 011-xxx-xxxx
勤務先所在地	札幌市 中央区 〇〇〇 3-1-1			
最終学歴及びその一つ前の学歴	学校・学部名	学 科 名	在学期間(修業年限)	卒業又は修了の別
	〇〇大学	機械工学科	H26年4月~H30年3月(4年0ヵ月)	卒業
	〇〇高等学校	普通科	H23年4月~H26年3月(3年0ヵ月)	卒業
受検資格に直接関係のある試験・検定・免許	名 称	合格年月日または免許を受けた年月日	備 考	
	2級土木施工管理技術検定	令和3年2月3日	検定合格番号 C202xxxxxx	



**A票 R8** 第一次検定・第二次検定 (旧受検資格用)

**A-1**  
1級土木施工管理技術検定受検申請書  
1級の技術検定を受けたいので、関係書類を添付して申請します。  
国土交通大臣指定試験機関  
一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿  
(作成日) 令和 8年 3月 17日

氏名 小平 一郎

受検種目 土木施工管理  
第一次検定受検希望地 札幌  
第二次検定受検希望地 札幌  
前年度学科試験合格者受検番号

**A-2 履歴票**

受検希望地	札幌	受検番号	※記入しないでください		
フリガナ	コ ダイロ イチ ロウ	生年月日	昭和 7年 5月 31日生 (満 30年 10ヵ月)	本籍	北海道 札幌市
氏名	小平 一郎	現住所	札幌市豊平区平岸〇条〇丁目 ××× コーポ〇〇 ×××号 TEL. (自宅又は携帯) 090- ×××× - ××××		
勤務先	△△建設株式会社 札幌支店 施工本部 道路工事課 TEL. 011- ×××× - ××××				
勤務先所在地	札幌市 中央区 〇〇〇 3-1-1				
最終学歴及びその一つ前の学歴	学校・学部名	学科名	在学期間(修業年数)	卒業又は修了の別	
	〇〇大学	土木工学科	H26年 4月～ H30年 3月 (4年 0ヵ月)	修了	
	〇〇高等学校	普通科	H23年 4月～ H26年 3月 (3年 0ヵ月)	修了	
受検資格に直接関係のある試験・検定・免許	名称	合格年月日または免許を受けた年月日	備考	検定合格番号	
	2級土木施工管理技術検定	令和 3年 2月 3日		C202×××××	

**A-1、A-2、A-3の記入例はP21～22を参照**

**A-3 1級技術検定実務経験証明書**

下記の受検申請者の実務経験について、裏面チェックリスト【A-5】を確認し、記載に間違いがないことを証明します。

国土交通大臣指定試験機関  
一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿  
(証明者) 会社又は事業者名 △△建設株式会社  
所在地 札幌市 中央区 〇〇〇 3-1-1 TEL. 011-××××××××  
役職名 代表取締役社長  
氏名 〇〇 〇〇  
(作成日) 令和 8年 3月 17日

受検申請者 氏名 小平 一郎 生年月日 昭和 7年 5月 31日生 証明者との関係 社長と社員  
本籍 北海 現住所 札幌市豊平区平岸〇条〇丁目 ××× コーポ〇〇 ×××号

勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	在職期間中の受検種目に関する実務経験の内容			在職期間中の受検種目に関する実務経験年数		
			工事種別	工事内容	従事した立場	年 月	年 月	年 月
〇〇土木	東京都千代田区〇〇 1-1-1		L	2	イ	H 30年 4月～ R 2年 6月	2年 3ヵ月	
(株)〇〇建設工業	福岡市博多区〇〇 2-1-1	土木課	A	2、10	ホ	R 2年 8月～ R 3年 9月	1年 2ヵ月	
△△建設(株)	札幌市中央区〇〇〇 3-1-1	道路工事課	B	4	ロ	R 3年 12月～ R 6年 3月	2年 4ヵ月	
実務経験年数の合計							5年 9ヵ月	

令和 8年 5月 1日以降の見込期間(受検の手引14ページ参照)の実務を加算すると受検資格を満たす方は、見込月数を記入してください。

勤務先名	勤務先所在地	所属(部課名)	工事種別	工事内容	従事した立場	見込期間の実務経験年数
						年 月～ 年 月 年 月

**A-4 上記実務経験のうち指導監督の実務経験の内容**

勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期	工事種別	工事内容	地位・職名	指導監督の実務経験年数
あなたが担当した業務の具体的な内容(工程管理・品質管理・安全管理等の具体的な内容)								
△△建設(株)	道路工事課	県道××線 舗装修繕工事	××建設	R3年 12月～R4年 2月 (0年 3ヵ月)	B	4	□	R3年 12月～ R4年 2月 (0年 3ヵ月)
具体的な内容: 上記工事における一次下請の工事主任として、盛土の出来高の品質管理や、安全管理の計画作成、作業員への技術指導を行った。								
△△建設(株)	道路工事課	一般国道△△号線 〇〇地区改良工事	〇〇県 ××振興局	R4年 5月～R5年 2月 (0年 10ヵ月)	B	2	□	R4年 5月～ R5年 2月 (0年 10ヵ月)
具体的な内容: 上記工事における元請の工事主任として、舗装工事の工程、品質、安全管理の施工管理を行い、作業員への指導監督業務を行った。								
指導監督の実務経験年数の合計							1年 1ヵ月	

令和 8年 5月 1日以降の見込期間(受検の手引14ページ参照)の実務を加算すると受検資格を満たす方は、見込月数を記入してください。

勤務先名	所属(部課名)	工事名	発注者名	工事工期	工事種別	工事内容	地位・職名	指導監督の実務経験年数
あなたが担当した業務の具体的な内容(工程管理・品質管理・安全管理等の具体的な内容)								
				年 月～ 年 月 (年 ヵ月)				年 月～ 年 月 (年 ヵ月)
具体的な内容:								

※受検資格区分 (ハ) の方はB票【B-1】、受検資格区分 (ニ) の方はB票【B-2】も併せて記入してください。

**A-4 作成時の注意事項 (再受検申込者は記入不要です)**

- ・実務経験証明書が無記載の場合は、申込みが無効となります。
- ・**A-3**に記入した実務経験のうち、現場代理人・主任技術者・施工監督・工事主任等の立場で、部下等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験について記入してください。
- ・1年以上の指導監督の実務経験年数の記載がなければ受検できません。(9ページ参照) 期間の重複があった場合は同一月を二重に計算することはできません。(13ページ参照)
- ・指導監督の実務経験が、工事1件で受検に必要な年数(1年)を満たさない場合は必要な年数を満たす件数を記入してください。
- ・**A-4**に記入した工事における自分の業務の内容(工程管理、品質管理、安全管理等に関する具体的内容)を記入してください。なお発注形態が土木工事以外の場合は、土木工事に係る内容のみ記入し、かつ、その旨が分かるように記入をしてください。
- ・工事名は、工事請負契約書に記載された正式な工事名称を記入してください。
- ・発注者名は、具体的に記入してください。(国、市、民間のように曖昧な記入はしないでください)
- ・工事工期は事業期間ではなく契約書等に基づく工事1件ごとの工事工期を記入してください。
- ・指導監督の実務経験の内容は9～15ページをよく読んだうえで記入してください。
- ・工事種別: 土木施工管理に従事した経験のうち、代表的な工事種別を10ページの[表I]から該当するものを選び記号を記入してください。
- ・工事内容: 記入した工事種別における、具体的な工事内容を10ページの[表I]から該当するものを選び番号を記入してください。
- ・地位・職名: 工事現場(施工管理上)での地位・職名を11ページの[表II]から該当するものを選び記号を記入してください。
- ・「あなたが担当した業務の具体的な内容」欄は、工事現場における指導監督の内容を簡潔に記入してください。

※工事内容および地位・職名は、【表I】【表II】に該当するものがない場合は記入欄に直接記入してください。

※指導監督の実務経験として記入した工事の詳細内容については、施工体制台帳や施工体系図、工事請負契約書等の写しを提出していただき、改めて確認させていただく場合があります。

**(3) B票 (B-1) の作成方法 (受検資格区分 (ハ))**

**① 受検資格区分 (ハ) で受検申込みできる方**

受検資格区分 (ハ) での受検申込みは、次のすべてに該当していることが必要です。  
該当しない場合は、他の受検資格区分を確認してください。

- ・必要な実務経験年数を満たしている。(7～8ページの受検資格区分(ハ)参照)
- ・主任技術者の資格要件①、㊸、㊹のいずれかを満たしている。(下記③参照)
- ・主任技術者として配置された工事の請負金額が下記④の条件を満たしている。
- ・専任の主任技術者として配置された日数が、合計で365日以上ある。
- ・専任の主任技術者の実務経験は、主任技術者の資格要件を満たした後のものである。(下記③参照)
- ・「専任の主任技術者」の証明書類が、提出できる。(下記⑤参照)

**② 専任の主任技術者とは**

公共性のある工作物に関する重要な工事（個人住宅を除いたほとんどの工事）で、工事一件の請負金額が④の表にある金額の工事では、元請・下請にかかわらず、工事現場ごとに専任で主任技術者を置かなければなりません。「専任」とは、「ほかの工事現場の主任技術者との兼任を認めないこと」であり、常時継続的に当該土木工事現場に配置されなければなりません。工事現場の主任技術者の職務は、当該土木工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理及び当該土木工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等をつかさどるものです。

**③ 主任技術者の資格要件**

- ① 国土交通省令で定める指定学科を修めた後、次の実務経験を有する者
  - ・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校「高度専門士」及び「専門士」卒業後3年以上の実務経験
  - ・高等学校、中等教育学校、専修学校「専門課程」卒業後5年以上の実務経験
- ㊸ 10年以上の実務経験を有する者
- ㊹ 国土交通大臣が①又は㊸と同等以上と認定した者（2級土木施工管理技士等）

**④ 「専任の主任技術者」の配置が必要な請負金額**

公共性のある工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負金額が次の金額以上のもの。  
※建設業法施行令の一部改正により、請負契約時点にかかわらず改正後の金額が適用されます。

平成28年5月31日以前	2,500万円以上
平成28年6月1日～令和4年12月31日	3,500万円以上
令和5年1月1日～令和7年1月31日	4,000万円以上
令和7年2月1日以降	4,500万円以上

**⑤ 「専任の主任技術者」の証明書類**

上記①～④の証明書類として下記書類を提出してください。(工事ごとにホッチキスで留めてください)  
コリンズに登録している工事（1のみ提出してください）

1 コリンズ登録内容確認書 (工事実績) (写)	技術者データ欄に主任技術者として登録されているもの。(現場代理人や担当技術者は不可です。また同じ勤務先の方が監理技術者として登録されている場合も専任の主任技術者として認められません)
--------------------------	---

コリンズに登録していない工事（2は必ず提出し、3～5はいずれか1つ提出してください）

2 工事請負契約書 (写)	専任の主任技術者として配置された土木工事のもので、発注者・受注者の氏名と印があり、工事の名称、場所、工期、請負金額等が明示されたもの。(工事注文書(写)および請書(写)でも構いません)
3 施工体制台帳 (写)	主任技術者名欄に受検者氏名が記載されており、「専任」に○がされているもの。下請の場合は再下請負通知書を提出してください。
4 施工体系図 (写)	元請が作成したもので主任技術者の欄に受検者氏名が記載されており、専任の主任技術者として配置されたことが確認できるもの。
5 現場代理人主任技術者選任届等 (写)	発注者、請負者、工事名、主任技術者氏名の4点が確認できるもの。なお現場代理人のみでは主任技術者として認められません。

**(記入例)**

※受検資格区分(ハ)の方のみ記入してください。

<b>B-1</b>		<b>専任の主任技術者実務経験証明書</b>	
下記の受検申請者の実務経験について、A票裏面A-5チェックリストを確認し、記載に間違いがないことを証明します。			
国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿		(証明者) 会社名 △△建設株式会社 所在地 札幌市中央区 ○○○ 3-1-1 TEL. 011-230-xxxx	
(作成日) 令和 8年 3月 17日		氏名 ○○ ○○	
受検申請者	氏名 小平 一郎	生年月日 7年 5月 31日生	証明者との係 社長と社員
	本籍 北海	現住所 (〒003-xxxx) 札幌市 白石区 ○○町 x-x-x ハイツ△△ x号室	
<b>A票A-3の実務経験のうち専任の主任技術者としての実務経験の内容</b>			
勤務先名	所 属 (部課名)	工 名	発 者 名
		工 期	請 負 金 額
あなたが担当した業務の具体的な内容 (工程管理・品質管理・安全管理等の具体的な内容)			
△△建設(株)札幌支店 道路工事課	一般国道○○号 道路改良工事	国土交通省 ○○○○局	R4年10月8日～R6年1月10日 42,000 B 1 ハ 460日
具体的な内容: 道路改良工事における専任の主任技術者として、工事の工程、品質、安全管理の施工管理を行い、作業員への指導監督業務を行った。			
専任主任技術者	具体的な内容:		

**(例) コリンズ登録内容確認書の技術者データ欄**

工事実績データ (技術者データ)	
技術者情報 (1)	役割 <b>主任技術者</b>
所属企業ID	K012345678
所属企業の許可番号	北海道知事許可 第 0123456 号
所属企業名	△△建設株式会社
技術者ID	0123456789
氏名	小平一郎
氏名フリガナ	コダイライチロウ
生年月日	1995年5月31日
従事期間	2022年10月08日～2024年01月10日

役割が現場代理人や担当技術者の場合は実務経験になりません。  
また同じ会社の監理技術者が配置されている場合も実務経験になりません。

**(例) 工事請負契約書**

工事請負契約書	
1. 工事名	○○○○工事
2. 工事場所	○○○○
3. 工事工期	○○○～○○○
4. 請負金額	<b>¥42,000,000</b>

請負金額が左ページ④の金額未満の工事は実務経験になりません。

**B-1 作成時の注意事項 (再受検申込者は記入不要です)**

※上記記入例のa～iについての説明は次のとおりです。

- (b)～(e) 提出する証明書類の記載内容と相違のないように記入してください。
- (a) 証明者欄は、現在の勤務先の代表者等の記名が必要です。(16ページ参照)
- (d) 工事工期のうち主任技術者の資格要件成立前の期間は専任の主任技術者の実務経験になりません。
- (e) 1件の請負金額が左ページ④の金額以上の工事が対象です。
- (h) 実務経験は合計365日必要です。1件の工事で日数が足りない場合は他の工事を追記してください。
- (i) あなたが担当した業務の具体的な内容は、施工管理(工程管理、品質管理、安全管理等)に関する具体的な内容と、作業員に対して工事の技術面を総合的に指導監督した経験を記入してください。
- (f) 土木施工管理に従事した経験のうち、該当する工事種別を10ページの[表I]から選記号を記入してください。
- (g) 記入した工事種別における工事内容を、10ページの[表I]から選記号を記入してください。

(4) **B票 (B-2)** の作成方法 (受検資格区分(二))

①受検資格区分(二)で受検申込みできる方

受検資格区分(二)での受検申込みは、次のすべてに該当していることが必要です。  
該当しない場合は、他の受検資格区分を確認してください。

- ・必要な実務経験年数を満たしている。(7～8ページの受検資格区分(二)参照)
- ・主任技術者の資格要件A、Bのどちらかを満たしている。(下記③参照)
- ・指導監督の実務経験が1年以上ある。
- ・資格要件成立後、専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験が2年以上ある。
- ・所属している会社が特定建設業者であり、発注者から直接土木工事を請け負った工事である。(下請として実施した工事は該当しません)
- ・工事一件の請負金額が下記④の条件を満たしている。
- ・指導した監理技術者と受検者本人が、同一会社に属している。

②「専任の監理技術者の指導のもとにおける実務経験」とは

主任技術者の資格要件を満たした後、専任の監理技術者の配置が必要な土木工事に配置され、監理技術者の指導のもとにおける土木工事に関する2年以上の実務経験になります。

③主任技術者の資格要件 (※区分(二)に該当する要件)

- A. 高等学校、中等教育学校、専修学校専門課程の指定学科を卒業後、5年以上の実務経験を満たした者
- B. 2級土木施工管理技術検定第二次検定(令和2年度までは実地試験)の合格者

④監理技術者の配置が必要な下請契約の金額

発注者から直接土木工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した一次下請契約の請負代金の総額が次の金額以上となる工事の場合は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。  
※建設業法施行令の一部改正により、請負契約時点にかかわらず改正後の金額が適用されます。

平成28年5月31日以前	3,000万円以上
平成28年6月1日～令和4年12月31日	4,000万円以上
令和5年1月1日～令和7年1月31日	4,500万円以上
令和7年2月1日以降	5,000万円以上

※上記①～④に関する証明書類の提出は必要ありません。

〈参考〉

- ※1 「監理技術者」とは  
特定建設業者が、発注者から直接工事を請け負い(元請)、上記④表内の金額以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第2項)
- ※2 専任の監理技術者について
  - (1) 公共性のある工作物に関する重要な工事で、工事一件の請負金額が、25ページ④表内の金額以上の工事現場に置く監理技術者は「専任」でなければなりません。(特例監理技術者を含む)(建設業法第26条第3項)なお、公共性のある工作物に関する重要な工事とは、個人住宅を除いてほとんどの工事が対象となります。
  - (2) 監理技術者の現場専任制度は、元請の場合のみ適用されます。
  - (3) 工事現場への「専任」とは、常時継続的に当該建設工事に係る職務に従事することです。
  - (4) 専任で設置すべき期間は、工事の契約期間とし、下請が受け持つ専門工事については、施工が断続である場合は、現場稼働期間となります。
  - (5) 専任の監理技術者は、当該工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。
- ※3 「特定建設業」とは  
発注者から直接工事を請け負い、かつ上記④表内の金額以上を下請契約して工事を施工しようとする者は、特定建設業の許可を受けなければならない。(建設業法第3条第1項第2号)

(記入例)

**B-2 専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書**

下記の受検申請者の実務経験について、A票裏面**A-5**チェックリストを確認し、記載に間違いがないことを証明します。

国土交通大臣指定試験機関 (証明者) 会社(住所) △△建設株式会社  
 一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿 所 地 札幌市 中央区 ○○○ 3-1-1 TEL. 011-230-xxxx  
 役 職 名 代表取締役社長  
 氏 名 ○○ ○○

(作成日) 令和 8年 3月 17日 生 年 日 昭和 7年 5月 31日生 証明者との 社長と社員  
 受検申請者 氏 名 小平 一郎 現住所 (〒 003-xxxx) 札幌市 白石区 ○○町 x-x-x xハイツ△△ x号室

主任技術者の資格要件 ① 2級合格 取得年月日 平成 3年 2月 3日 資格名 2級土木施工管理技術者検定合格番号 C202xxxxxx  
 ② 実務経験(5年) 5年経過時点 平成 年 月 ※実務経験のみの対象者は、高等学校及び専修学校専門課程指定学科卒業者に限る。

**A票 A-3の実務経験のうち専任の監理技術者の指導のもとにおける2年以上の実務経験の内容**

専任の監理技術者	勤務先名(及び所属部署)	実務経験の内容			発注者名	請負金額(十円)	専任の監理技術者		工事工期	実務経験年数
		工事名	工事種別	工事内容			氏名	資格者証交付番号		
△△建設(株) 札幌支店	一般国道○号 舗装工事	B	4	○○県	200,000	□□ □□	第○○○○○号	R5年 1月～R6年 12月	2年0ヵ月	
								年 月～ 年 月	年 ヵ月	

監理技術者資格者証に印刷されている  
8桁または11桁の数字を記入してください。

**B-2**作成時の注意事項 (再受検申込者は記入不要です)

※上記記載例の①～④についての説明は次のとおりです。

- ① 証明者欄は、現在の勤務先の代表者等の記名が必要です。(16ページ参照)
- ②、③、④ 工事名・発注者・工事工期は工事請負契約書等に記載されたとおりに記入してください。
- ⑤ 主任技術者の資格要件は、該当する方の番号を○で囲んでください。
- ⑥ 5年経過時点欄は、資格要件が成立した時点の年月を記入してください。
- ⑦ 取得年月日と技術検定合格番号は、資格要件B(2級土木合格者)の方のみ記入してください。
- ⑧ 1件の請負金額が左ページ④の金額以上の工事が対象です。
- ⑨ 専任の監理技術者欄は、指導した監理技術者の氏名と監理技術者資格者証の交付番号を記入してください。(交付番号は、平成16年2月までは8桁、3月以降は11桁です)
- ⑩ 工事工期のうち、主任技術者の資格要件成立前の期間は実務経験になりません。
- ⑪ 実務経験は2年以上必要です。1件の工事で年数が足りない場合は他の工事を追記してください。
- ⑫ 土木施工管理に従事した経験のうち、該当する工事種別を10ページの[表I]から選び記号を記入してください。
- ⑬ 記入した工事種別における工事内容を、10ページの[表I]から選び記号を記入してください。



(7) C票の作成方法

※実務経験証明書等A票及びB票の記載内容と相違のないように記入してください。

**令和8年度 1級土木施工管理技術検定** 第一次検定 第二次検定 **受検申込書(旧受検資格用)**

標記検定を受検したいので下記のとおり申込みます。  
 国土交通大臣指定試験機関 整理番号  
 一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿 番号  
 「受検の手引」の記載例を参照してください。  
 ※太線枠内に該当事項を記入してください。例示してある事項については該当番号を一つ選んで記入してください。

本籍地 都道府県コード **2** 01 北海道 02 青森県 03 岩手県 04 宮城県 05 秋田県 06 山形県 07 福島県 08 茨城県 09 栃木県 10 群馬県 11 埼玉県 12 千葉県 13 東京都 14 神奈川県 15 新潟県 16 富山県 17 石川県 18 福井県 19 山梨県 20 長野県 21 岐阜県 22 静岡県 23 愛知県 24 三重県 25 滋賀県 26 京都府 27 大阪府 28 兵庫県 29 奈良県 30 和歌山県 31 鳥取県 32 島根県 33 岡山県 34 広島県 35 山口県 36 徳島県 37 香川県 38 愛媛県 39 高知県 40 福岡県 41 佐賀県 42 長崎県 43 熊本県 44 大分県 45 宮崎県 46 鹿児島県 47 沖縄県 99 外国籍

受検希望地の番 **3** ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭  
 札幌 釧路 青森 仙台 東京 新潟 名古屋 大阪 岡山 広島 高松 福岡 鹿児島 那覇

性別 **1** ① 男 ② 女 ③ 回答しない  
 生年月日 昭和 ③ 07 年 ④ 05 月 ⑤ 31 日 本籍地の都道府県コード 01  
 令和8年3月7日撮影

フリガナ **5** コタ イラ イチロウ  
 (氏) (名)  
 漢字氏名 **小 平 一 郎**  
 ※住民票等に通称名の記載のある方は、漢字氏名欄に本名を記入し、通称名を上欄に記入してください。

受検票等の送付先 **6** フリガナ サッポロシチュウオウク ○○○3-1-1 △△ケンセツ(カフ) サッポロシテン ドウロウジカ  
 札幌市中央区 ○○○3-1-1 〒060-XXXX-XXXX  
 △△建設(株) 札幌支店 道路工事課 **7** 090-XXXX-XXXX  
 ※送付先を勤務先とする場合は、勤務先住所、勤務先名、所属まで記入してください。

最終学歴 **8** ① 1 ② 2 ③ 3 ④ 4 ⑤ 5 ⑥ 6 ⑦ 7 ⑧ 8 ⑨ 9 ⑩ 10  
 学 校 1. 大学 2. 専門学校(4年制以上「高度専門士」) 3. 短大 4. 高等専門学校(5年制以上) 5. 専門学校(2年制以上「専門士」) 6. 高等学校 7. 専修学校の専門課程 8. 中学校 9. その他  
 学 科 01. 土木 02. 農業土木 03. 森林土木 04. 鉱山土木 05. 砂防 06. 治山 07. 都市工学 08. 衛生工学 09. 交通工学 10. 建築 11. 緑地・造園 12. 指定学科以外  
 卒業年月 昭和 ③ 03 年 ④ 03 月 日本国外の学歴の方は右欄に○を記入してください。 **9**

資格 **10** 2級土木施工管理技術検定合格番号 C202XXXXXX

実務経験の内容 **11** ① 14 ② 05 ③ 09 ④ 01 ⑤ 01 ⑥ 16 ⑦ 17  
 ①の年数のうち ②の年数のうち ③の年数のうち ④の年数のうち  
 ① これまでの経験年数(土木工事についての合計) ② 指導監督的実務経験(1年以上必要です) ③ 専任の主任技術者としての年数(受検資格(ハ)で受検する方1年以上必要です) ④ 専任の監理技術者の指導も(受検資格(ニ)で受検する方2年以上必要です)  
 01. 河川工事 02. 道路工事 03. 海岸工事 04. 砂防工事 05. ダム工事 06. 港湾工事 07. 鉄道工事 08. 空港工事 09. 発電・送変電工事(通信・ガスの管路等)  
 10. 上水道工事(工業用水を含む) 11. 下水道工事 12. 土地造成工事 13. 農業土木工事 14. 森林土木工事 15. 公園工事 16. 地下構造物工事  
 17. 橋梁工事 18. トンネル工事 19. 鋼構造物塗装工事 20. 薬液注入工事 21. 土木構造物解体工事 22. その他の土木工事  
 立 場 1. 現場代理人 2. 主任技術者 3. 施工監督 4. 工事主任 5. その他

現在の勤務先 **12** フリガナ △△ケンセツ(カフ) サッポロシテン  
 勤務先名 △△建設(株) 札幌支店  
 許可 建設業の許可について 1. 特定建設業 2. 一般建設業 3. 建設業(建設業許可なし) 4. その他  
 勤務先の種類 01. 中央官庁(出先機関も含む) 02. 都道府県 03. 市区町村 04. 独立行政法人等 05. 大臣許可(土木一式) 06. 大臣許可(建築一式) 07. 大臣許可(土木・建築一式以外) 08. 知事許可(土木一式) 09. 知事許可(建築一式) 10. 知事許可(土木・建築一式以外) 11. 建設業(建設業許可なし) 12. 建設コンサルタント

誓約欄：上記記載事項と実務経験証明書が事実と相違がある場合、合格を取り消されても異存のないことを誓約します。 令和8年 3月17日 **13** 小平 一郎

C票作成時の注意事項(再受検申込者の方も必ず記入してください)

左図記入例の赤字の番号①~⑬についての説明は次のとおりです。

- ① 証明用写真を貼付してください。(17ページ参照)
- ② 新規に受検される方は「1」、再受検申込みの方は「2」を○で囲んでください。(2の再受検を○で囲んだ方は、過去の受検年度と受検番号を記入してください)
- ③ 希望する試験地の番号を○で囲んでください。
- ④ 左側の本籍地都道府県コードを記入してください。外国籍の方は99と記入してください。
- ⑤ 通称名がある外国籍の方は記入してください。(ただし住民票に記載がない通称名は無効です)
- ⑥ 受検票等の送付先を記入してください。送付先を勤務先にする方は勤務先名まで記入してください。なお、合格後に合格証明書の交付申請手続きをされる方は、こちらに記入した住所が合格証明書の発送先住所として登録されます。
- ⑦ 日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ⑧ 学科の番号は、49ページおよび当センターホームページの「指定学科一覧」の学科コード番号を確認してください。
- ⑨ 国外の学校を卒業した方は○を記入してください。(42ページ参照)
- ⑩ 合格番号が「C」で始まる方は「C」から右詰めで記入してください。
- ⑪ 工事種別および立場は、自身の実務経験のうち代表的なものを1つ選んで記入してください。
- ⑫ 現在の勤務先に該当する番号を記入してください。複数ある場合は主なもので構いません。
- ⑬ 記入内容に間違いがないか確認し、作成日と受検申込者の氏名を記入してください。

実務経験年数(左図⑭~⑰)は必ず記入してください。※未記入の方は受検できません。

- ⑭ 必ず記入してください。(受検資格区分に応じて必要な実務経験年数を記入してください)
- ⑮ 必ず記入してください。(指導監督的実務経験が1年以上ないと受検できません)
- ⑯ 受検資格区分(ハ)で申し込む方のみ記入してください。(1年以上必要です)
- ⑰ 受検資格区分(ニ)で申し込む方のみ記入してください。(2年以上必要です)

※再受検申込者は、令和8年4月30日現在の実務経験年数を記入してください。

# 〈第一次検定〉

## 9. 受検申込受付期間・申込方法等について

受付期間 令和8年3月23日(月)～4月6日(月)  
提出先 一般財団法人全国建設研修センター 土木試験課  
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6860

- ① 締切日4月6日(月)の消印まで有効です。それ以降のものはいかなる理由があっても受け付けません。
- ② 申込書類一式を指定の申込用封筒に入れ、受検申込者個人別に郵送してください。
- ③ 必ず郵便局の窓口で、簡易書留郵便で郵送してください。ポストに投函しないでください。
- ④ 消印の付かない郵便(料金別納・料金後納)については締切日までに到着したものに限り受け付けます。
- ⑤ 一つの封筒に複数人の申込書類を同封して郵送した場合は、申込みを受け付けません。
- ⑥ 宅配便等を利用した申込みや直接持参による申込みは、固くお断りします。
- ⑦ 申込書類に不備や不足があると受検できませんので、必ず受検申込者が記入・確認のうえ郵送してください。
- ⑧ 申込書類提出後の検定区分及び新・旧の受検資格区分の変更はできません。
- ⑨ 提出書類は返還いたしません。

## 10. 受検手数料（12,000円）

- ① 受検手数料の払込みだけでは受検申込みとはなりません。必ず申込書類一式の提出が必要です。
- ② 受検手数料は消費税非課税です。(インボイス対応取引ではございません)
- ③ 第二次検定の受検手数料については、38、39ページを参照してください。

## 11. 受検取消について

- ① **5月29日(金)(消印有効)**までに「(様式ロ)受検辞退届」(47ページ)を郵送された方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。
- ② 受検手数料は、郵送料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替で返金いたします。(8月下旬予定)
- ③ 「(様式ロ)受検辞退届」をコピーして必要事項を記入し、以下の宛先まで郵送してください。

【郵送先】  
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「受検辞退係」

## 12. 住所変更等について

申込書類の提出後に住所(受検票等の送付先)、氏名、本籍(都道府県)等に変更があった場合は、「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(46ページ)をコピーし、申込時の試験地、受検番号(分かる場合のみ)、氏名(フリガナ)、生年月日、日中連絡の取れる電話番号及び変更事項を記入のうえ、以下の宛先まで郵送してください。

氏名を変更した方は戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)も併せて提出してください。  
※(様式イ)が未提出の場合、受検票や結果通知書が届かない場合がありますので必ず提出してください。

【郵送先】  
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「住所変更係」

## 13. 受検票の送付について

受検票は**6月15日(月)**の発送予定です。

- ① 受検票(ハガキ)は普通郵便で発送します。
- ② 受検票が届かない方は、6月22日(月)以降にお問い合わせください。
- ③ 受検資格のない方および書類不備等により受検できない方には、事前に文書にて通知します。
- ④ 受検票を受け取りましたら、検定種目、試験日時、試験会場、受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
- ⑤ 受検票を紛失した方は、必ず事前に土木試験課へ問い合わせ、受検番号・試験会場等を確認のうえ、試験当日に試験会場の受付で再発行を受けてください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- ⑥ 試験会場については当センターホームページ上でも公表します。
- ⑦ 試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

## 14. 受検地変更について

- ① 試験地の変更は原則として認めておりません。ただし転勤・転居等のやむを得ない事情で変更を希望される場合は、**6月29日(月)(必着)**までに次のA～Dを以下の宛先まで郵送してください。

A.(様式イ)変更届……………「(様式イ)住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(46ページ)をコピーし、必要事項を記入してください。  
(第二次検定の受検希望地も記入してください)

B.受検票の写し……………受検票をまだ受け取っていない方は不要です。

C.変更理由の証明……………転勤辞令や出張命令書等のコピーを提出してください。

D.返信用封筒……………宛先明記の110円切手を貼ったもの。(長形3号)  
(速達を希望される方は合計410円分の切手を貼ってください)

- ② 住所(今後の文書等の送付先)が変更になる方は、新住所も忘れずに記入してください。
- ③ 受検地変更承認後、お送り頂いた返信用封筒で「受検地変更許可書」を郵送しますので、指定した会場で受検してください。
- ④ 受検地変更許可書が届かない方は、必ず7月3日(金)までにお問い合わせください。

【郵送先】  
〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「受検地変更係」



- ⑦ 受検票及び座席票への試験問題・解答の書き写しは禁止します。
- ⑧ 不正行為を行った者及び試験監督者の指示に従わない者には、退場を命じます。
- ⑨ 試験室内では携帯電話等の電子機器の電源を切り、カバン等にしまってください。また、時計代わりにの使用も禁止します。
- ⑩ 試験中、机の上に置いてよいものは、「受検票」「鉛筆又はシャープペンシル」「消しゴム」「時計」だけです。その他のもの（筆箱・飲み物等）は机の上に置かないでください。また、帽子やイヤホンの着用は認められません。
- ⑪ 喫煙は、指定の場所以外では厳禁です。（試験会場により、場内禁煙となる場合があります）
- ⑫ 自動車・バイク・自転車等での来場はお断りします。

## 17. 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについて

障がいのある方で、試験当日に試験会場において配慮が必要な方は、試験日の1ヵ月前までに以下の手続きが必要です。（過去に手続きを行った方も改めて手続きを行う必要があります）

### (1) 申込みに際しての前提条件

障がいのある方が本検定を受検しようとする場合は、以下の3つの条件を満たしている必要があります。

1. 本検定の受検資格を有すること
2. 工事現場において施工管理技士、又は施工管理技士補としての業務を遂行できること
3. 受検者単独で受検できること

### (2) 手続方法について

当センター土木試験課までお電話いただき、障がい等の内容（症状・程度）等をお伝えください。

また、当方より「特別受検申請書」を送付しますので、以下①～②の書類を一括して試験日の1ヵ月前までに当センターへ郵送してください。

- ① 特別受検申請書
- ② 障害者手帳のコピー、診断書のコピー等障がい等の内容が分かる書類  
※提出された書類により、後日、電話にてご連絡差し上げることがあります。  
※障がい等の症状・程度により、あるいは、試験会場の設備などにより、全てのご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 18. 試験問題等の公表について

1級土木施工管理技術検定 第一次検定の試験問題及び正答肢は、当センターホームページで、令和8年7月6日（月）13時から1年間公表します。

## 19. 合格発表について

合格発表日	令和8年8月13日(木)
公表期間	令和8年8月13日(木)9時～8月27日(木)

### (1) 結果通知書の発送及び合格者の受検番号の公表

上記合格発表日付けで当センターから第一次検定合格者及び不合格者あてに文書で通知します。欠席者への通知はありません。

また、当センターホームページで第一次検定合格者の受検番号を公表します。

※試験問題、解答の内容及び個人得点等に関する問い合わせは一切受け付けません。

### (2) 結果通知書が未着の場合

令和8年8月20日（木）を過ぎても結果通知書が届かない場合は、当センター土木試験課にご連絡ください。受検者本人の問い合わせに限り、合否の結果をお伝えします。

※「個人情報の保護に関する法律」により、受検者以外の問い合わせにはお答えできません。

※当センター以外では、電話による合否の問い合わせは一切受け付けません。

### (3) 第二次検定の手続について

第一次検定合格者には合格通知書に第二次検定の受検申込手続用紙を同封しますので、それにより受検手続きをしてください。

※第二次検定の詳細については、39ページ以降を参照してください。

## 20. 第一次検定合格証明書の交付申請手続きについて

第一次検定に合格後、合格通知書に同封してある交付申請書を国土交通省に受付期間内に申請をした方には、「1級土木施工管理技術検定 第一次検定合格証明書（1級土木施工管理技士補）」が本人あてに交付されます。（令和8年9月下旬頃以降、国土交通省より発送予定）

※第一次検定合格証明書には、合格者の写真が印刷されます。

# 〈第二次検定〉

## 21. 受検の手続期間・手続方法・受検手数料等について

### (1) 手続期間

令和8年8月13日(木)～8月27日(木)

### (2) 手続方法

第一次検定合格者は、合格通知書に同封されている払込取扱票で受検手数料を締切期日までに支払うことで、第二次検定の申込み手続が完了します。

また、当センターホームページからも同様の手続がとれます。なお、第一次検定合格通知書と振替払込請求書兼受領書(受検手数料の支払いに対する領収書に代わるものです)は提出不要ですので、振込後はご自身で保管してください。

### (3) 受検手数料 12,000円(消費税非課税) ※インボイス対応取引ではございません

### (4) 受検取消について

- 8月28日(金)(消印有効)までに「(様式ロ) 受検辞退届」(47ページ)を郵送された方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。
- 受検手数料は、郵送料・為替発行料を差し引いた金額を普通為替で返金いたします。(11月中旬予定)

## 22. 住所変更等について

申込書類の提出後に住所(受検票等の送付先)、氏名、本籍(都道府県)等に変更があった場合は、「(様式イ) 住所、氏名、本籍、受検希望地変更(訂正)届」(46ページ)をコピーし、申込時の試験地、受検番号(分かる場合のみ)、氏名(フリガナ)、生年月日、日中連絡の取れる電話番号及び変更事項を記入のうえ、土木試験課あてに郵送してください。

氏名を変更した方は戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)も併せて提出してください。

※(様式イ)が未提出の場合は、受検票や結果通知書が届かない場合がありますので必ず提出してください。

## 23. 受検票の送付について

受検票は9月14日(月)の発送予定です。

- 受検票(ハガキ)は普通郵便で発送します。
- 受検票が届かない方は、9月24日(木)以降にお問い合わせください。
- 受検票を受け取りましたら、検定種目、試験日時、試験会場、受検番号を必ず確認し、大切に保管してください。
- 受検票を紛失した方は、必ず事前に土木試験課へ問い合わせ、受検番号・試験会場等を確認のうえ、試験当日に試験会場の受付で再発行を受けてください。(顔写真付きの身分証明書をご持参ください)
- 試験会場については当センターホームページ上でも公表します。
- 試験会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。

## 24. 受検地変更について

受検地変更を希望される場合は、9月28日(月)必着までに「14. 受検地変更について」(34ページ)を参照して手続をしてください。

※受検地変更許可書が届かない方は、必ず10月2日(金)までにお問い合わせください。

## 25. 試験日時・試験地・試験の内容について

### (1) 試験日 令和8年10月4日(日)

### (2) 試験時間

入室時間	13時00分まで
受検に関する説明	13時00分～13時15分
試験時間	13時15分～16時00分

### (3) 試験地

札幌・釧路・青森・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・岡山・広島・高松・福岡・那覇

※試験会場は受検票でお知らせします。

※試験会場の確保等の都合により、やむを得ず近郊の都市で実施する場合がありますのでご了承ください。

※一次検定で鹿児島を希望された受検者は35ページ(3)注を参照してください。

### (4) 試験の内容

次の検定科目の範囲とし、記述式による筆記試験を行います。

検定区分	検定科目	検定基準
第二次検定	施工管理法	1. 監理技術者として、土木一式工事の施工の管理を適確に行うために必要な知識を有すること。 2. 監理技術者として、土質試験及び土木材料の強度等の試験を正確に行うことができ、かつ、その試験の結果に基づいて工事の目的物に所要の強度を得る等のために必要な措置を行うことができる应用能力を有すること。 3. 監理技術者として、設計図書に基づいて工事現場における施工計画を適切に作成すること、又は施工計画を実施することができる应用能力を有すること。

### (5) 合格基準

次の基準以上の者を合格とします。ただし、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

・第二次検定 得点が60%以上

### (6) 個人の成績の通知

成績の通知は以下のとおり行います。なお、通知する成績については全体の結果のみとし、設問ごとの得点等については通知いたしません。

・第二次検定 【評定】A : 合格(合格基準以上)  
B : 得点が40%以上合格基準未満  
C : 得点が40%未満

※通知した成績に係る問い合わせにはお答えできません。

※合格者については成績の通知は行いません。また問い合わせにもお答えできません。

## 26. 受検に際しての注意

- ① 第二次検定の受検票で確認してください。
- ② 障がいのある方を対象とした受検に関する手続きについては37ページを参照してください。

## 27. 試験問題の公表について

第二次検定の試験問題は、当センターホームページで令和8年10月5日（月）13時から1年間公表します。  
※第二次検定の解答は公表しません。

## 28. 合格発表について

合格発表日	令和9年1月8日(金)
公表期間	令和9年1月8日(金)9時～1月22日(金)

### (1) 結果通知書の発送及び合格者の受検番号の公表

上記合格発表日付けで当センターから第二次検定合格者及び不合格者あてに文書で通知します。欠席者への通知はありません。

また、当センターホームページで第二次検定合格者の受検番号を公表します。

※第二次検定の解答は公表しません。

※試験問題、解答の内容及び個人得点等に関する問い合わせは一切受け付けません。

### (2) 結果通知書が未着の場合

令和9年1月15日(金)を過ぎても結果通知書が届かない場合は、当センター土木試験課にご連絡ください。受検者本人の問い合わせに限り、合否の結果をお伝えします。

※「個人情報の保護に関する法律」により、受検者以外の問い合わせにはお答えできません。

※当センター以外では、電話による合否の問い合わせは一切受け付けません。

## 29. 第二次検定合格証明書の交付申請手続きについて

第二次検定に合格後、合格通知書と同封してある交付申請書を国土交通省に受付期間内に申請をした方には、「1級土木施工管理技術検定 第二次検定合格証明書（1級土木施工管理技士）」が本人あてに交付されます。（令和9年2月下旬以降、国土交通省より発送予定）

※第二次検定合格証明書には、合格者の写真が印刷されます。

## 30. 国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請について

(注) 国外における学歴として認められる対象は、大学の卒業生（学士相当）と、高校の卒業生（学校教育における12年の過程を修了した者）です。

### (1) 指定学科以外の国外の大学・高等学校を卒業した者として受検申込する場合

申込用封筒に「卒業証明書・卒業証明書の和訳・誓約書」を同封してお申し込みください。

・国土交通省HP参照「学歴の証明に必要な書類（国外の学歴で受検する者）」

([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001492810.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001492810.pdf))

### (2) 指定学科の国外の大学・高等学校を卒業した者として受検申込みする場合

国土交通大臣認定審査の申請が必要となります。事前に当センター土木試験課まで連絡の上、必要書類を申込受付期間内に必ず別送にて送付してください。（申込用封筒には入れないでください）

・国土交通省HP参照「指定学科の卒業と同等の受検資格認定申請（国外学歴）（PDF形式）」

([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001841784.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001841784.pdf))

※注意 ・審査の過程で追加資料を求める場合があります

・申請者の現住所が国外の場合は申請できません

### 【大臣認定審査の申請に必要な書類】

1. 技術検定受検資格認定申請書（国外学歴）（様式1）
2. 卒業証明書原本（和訳及び和訳の※公証手続きが必要です）
3. 成績証明書原本（和訳及び和訳の※公証手続きが必要です）
4. 履修科目一覧（様式2）
5. 履歴書（様式3）
6. 身分証明書（運転免許証のコピー、住民票等）【日本国籍の場合のみ必要】
7. 在留カードのコピー【外国籍の場合のみ必要】

※公証について ・卒業証明書、成績証明書の外国書類及びその和訳書類について、①署名または記名押印の認証、②宣誓認証 のいずれかの手続きが必要となります。

・詳細な公証手続きについては、お近くの公証役場にお問い合わせください。

〈参考：法務省 HP〉<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>

### 【申請書類の郵送先】

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

一般財団法人全国建設研修センター 土木試験課「国外学歴受付係」

### 【審査結果等について】

・審査後、国土交通大臣から技術検定の受検に必要な実務経験年数を記載した「国土交通大臣認定書」が当センターへ通知されます。

・当センター土木試験課から本人あてに受検票の送付をもって、受検資格が認められたこととします。

・土木施工管理技術検定以外の検定を受検する場合は、検定ごとに個別に申請してください。

・審査結果によっては、受検できないこともあります。

### 【国外における学歴を有する者の技術検定受検資格認定申請に関する問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課技術検定係 TEL 03-5253-8111(代)

HPアドレス（「技術検定-国土交通省」で検索）

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00026.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00026.html)

## 31. 国外における実務経験について

### (1) 建設業許可を受けた業者における日本国外の実務経験について

建設業法に基づき建設業の許可を受けた者が請け負う日本国外での建設工事における実務経験であれば、国内の実務経験と同様に認められます。

※建設業の許可書の写し等を受検申請書に同封してください。

### (2) 上記(1)以外の日本国外の実務経験について

上記以外の国外における実務経験を有する者については、国土交通大臣に個別に申請し、認定書の交付を受けることで、土木施工管理の技術検定を受検することができます。

※申請者の現住所が国外の場合は申請できません。

※国外における実務経験の認定書の交付手続きは、認定審査が約6ヶ月程度の期間を要するとされています。受検申込みの際には、十分な余裕をもって事前に手続きを行ってください。

### (認定に関する問い合わせ先)

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課技術検定係 TEL 03-5253-8111(代)

HPアドレス (「技術検定-国土交通省」で検索)

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00026.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00026.html)

## 32. よくある質問

### Q. 再受検申込みの申請方法は？

A. 直近の受検実績が平成27年度以降の方は、インターネットからお申し込みください。直近の受検実績が平成16年度から平成26年度の方は、書面での申し込みになります。

### Q. 卒業証明書が旧姓表記ですが大丈夫ですか？

A. 卒業証明書とともに戸籍抄本（または旧姓が併記された住民票）も提出してください。

### Q. 記載内容を書き間違えてしまったのですが、訂正方法はどうすればよいですか？

A. 訂正箇所を二重線で消して訂正事項を上下余白に記入してください。訂正印は不要です。

### Q. 申込後に氏名、本籍、住所(受検票等の送付先)が変わりました。どうすればよいですか？

A. 「(様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届」(46ページ)に必要事項を記入し、住所変更係あてに郵送してください。(郵送先は33ページ参照)

### Q. 試験会場を教えてくださいませんか？

A. 受検票の発送をもって試験会場をお知らせしています。それまでは会場は確定しておりません。また、毎年同じ会場とは限りません。

### Q. 試験当日に急な用事が入ったため受検できなくなったのですが、何か手続きが必要ですか？

A. 受検辞退の締切日前でしたら、「(様式ロ) 受検辞退届」(47ページ)を提出した方に限り受検手数料を返金いたします。締切日後は受検手数料をお返しできませんので、特に手続きは不要です。試験当日そのまま欠席していただいて構いません。

### Q. 試験問題、解答の内容等について問い合わせできますか？

A. 試験問題、解答の内容等についてはお答えできません。

### Q. 講習会や参考書は紹介してもらえるのですか？

A. 当センターは試験実施機関であり、公平性の観点から事前の講習会等は実施しておりません。また、参考書等につきましても紹介等は行っておりません。

### Q. インボイス対応の領収書を発行してください。

A. 受検手数料は非課税取引です。インボイス対応取引ではございません。郵便局から受け取った「振替払込請求書兼受領証」が受検手数料の領収書となります。

### Q. 受検手数料を払い込みましたが、受検申込みはしませんでした。

どうすればよいですか？

A. 土木試験課までご連絡ください。

33. (様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届について

一次・二次

令和8年度1級土木施工管理技術検定第一次検定・第二次検定  
(様式イ) 住所・氏名・本籍・受検希望地変更(訂正)届

申込時の試験地

受検番号

申込時の氏名

フリガナ		
氏名	(氏)	(名)

生年月日

昭和 平成	年	月	日
----------	---	---	---

※受検番号がわかる方は記入してください。

(自宅・携帯・勤務先) \_\_\_\_\_

※変更内容について確認する場合がありますので、日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

① 新住所(受検票等の送付先)

※マンション・アパート等は部屋番号まで詳しく正確に記入してください。

※送付先を勤務先にする場合は、勤務先住所、勤務先名、所属まで詳しく正確に記入してください。

フリガナ			
住所	(〒	-	)

※住民票の提出は不要です。

② 氏名変更 ※戸籍抄本(または旧姓が併記された住民票)を提出してください。(コピーは不可)

フリガナ			→	フリガナ		
旧氏名	(氏)	(名)		新氏名	(氏)	(名)

③ 本籍変更

旧本籍	→	新本籍
-----	---	-----

※同一都道府県内での変更は届出の必要はありません。

④ 受検希望地変更(手引の「受検地変更について」をよく読んで記入してください)

申込時の試験地	→	第一次検定(新希望地)	第一次検定合格の場合の 第二次検定希望地	変更の理由
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>	( )
		(7月5日)	(10月4日)	

※申込書類提出後に変更が生じた場合、このページをコピーして使用してください。

※該当項目のみ記入してください。

### 34. (様式口) 受検辞退届 (受検申込後の取消手続きについて)

- (1) このページをコピーして必要事項を記入し、受検取消の締切日（消印有効）までに以下の宛先まで郵送した方に限り、受検申込みの取消を受け付けます。締切日後は、いかなる理由でも受検の取り消しはできません。（第一次検定は33ページ、第二次検定は39ページ参照）
- (2) 受検手数料から郵便料・為替発行料を差し引いた金額を、普通為替で返金いたします。  
（第一次検定の返金は8月下旬予定、第二次検定の返金は11月中旬予定）

**【郵送先】**

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2  
一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課「受検辞退係」

### (様式口) 受検辞退届

令和8年度1級土木施工管理技術検定第一次検定・第二次検定の受検申込みをしましたが、下記理由により受検できなくなったため、受検を辞退します。

令和8年 月 日

一般財団法人 全国建設研修センター 土木試験課 御中

**1級一次・二次**

フリガナ	
申込者氏名	
生年月日	( 昭和 ・ 平成 ) 年 月 日
辞退理由	
日中に連絡がとれる連絡先	( 自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先 ) — —
受検手数料の返金先住所	〒 ※勤務先の住所にする場合は、勤務先名、所属まで記入してください。
申込時の試験地	

本人署名・捺印 \_\_\_\_\_ ⑩

### 施工管理技術検定における 自然災害等による不可抗力が発生した場合の対応方針について

**【自然災害等による不可抗力により試験を中止する場合について】**

全国又は一部試験地及び試験会場において、自然災害等による不可抗力により試験実施が困難な場合には、試験を中止する場合があります。

その場合は原則として、再試験は実施しませんが、受検手数料については返金いたします。

なお、当センターは、中止にともなう受検者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いません。

**【試験実施に関する情報提供】**

自然災害等が発生した場合における試験実施に関する情報は、当センターホームページで事前にお知らせする予定です。

自然災害等の不可抗力による試験中止等については、原則※として、当センターホームページに掲載します。

※試験前日又は当日に、試験中止の判断をする場合があります。また、事前に中止の可能性が高い場合には、その旨をお知らせしますので、その後の最新情報を確認してください。

## 土木施工管理技術検定 指定学科一覧

<b>国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科</b> ・学校教育法による学校に共通の指定学科 ・専門学校(専門士または高度専門士の称号が付与された方に限る)	→	表 1 50 ページ参照	当 セ ン タ ー ホ ー ム ペ ー ジ に て ご 確 認 く だ さ い
<b>学校により指定学科に準ずると認められている学科</b> ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・高等学校	→	表 2	
<b>専門学校等で指定学科と認められている学科</b> ・専門学校等(大学卒業と同等) ・専門学校等(短期大学卒業と同等) ・専門学校等(高等学校卒業と同等)	→	表 3	
<b>指定学科と認められている専攻科</b> ・高等専門学校の専攻科 (大学卒業と同等) ・高等学校の専攻科 (短期大学卒業と同等)	→	表 4	
<b>指定学科と認められている職業訓練</b> ・職業訓練(大学卒業と同等) ・職業訓練(短期大学卒業と同等)	→	表 5	
<b>実務経験年数に算入できる職業訓練</b>	→	表 6	

### 【注意事項】

- ① 学科名にコース、講座、専攻等の記載があるものは、**コース、講座、専攻等が記載された卒業証明書が必要**です。
- ② 表中に※印が記された学科は、指定学科となるための履修条件があり、卒業証明書の他に履修科目および単位数が確認できる**成績証明書または履修証明書が必要**になります。

(当センターホームページ掲載の履修条件で、ご自身の履修科目・単位数が条件を満たしているかご確認ください。)

### 【表1】国土交通省令で定める学科及びそれに準ずると認める学科

学校教育法による次の学校に共通する指定学科です。

- 大学
- 短期大学
- 高等専門学校(5年制)
- 専門学校(専門士または高度専門士の称号を付与された方に限る)
- 高等学校・中等教育学校(中高一貫6年)

(注) 上記学校の卒業生で表1に該当しない場合、表2以降を参照してください。

(注) 専門学校の卒業生は「専門士」または「高度専門士」の称号を確認できる証明書が必要です。

(注) 専門学校で「専門士」または「高度専門士」の称号を付与されていない方は、表3を参照してください。

(注) 下表の学科名について、科目名が合っていれば末尾の「科」「学科」「工学科」はいずれにも置き換えることができます。

(例：土木科・土木学科・土木工学科でも可とする。ただし、農業工学科・農林工学科・森林工学科及び林業工学科を除く)

学 科 コ ー ド	指 定 学 科			
01	土木(工学)科	開発工学科	海洋開発(工学)科	海洋工学科
	海洋土木工学科	環境開発科	環境建設科	環境整備工学科
	環境設計工学科	環境土木科	建設(工学)科	建設環境工学科
	建設技術科	建設基礎工学科	建設工業科	建設システム(工学)科
	建築土木科	構造工学科	資源開発工学科	社会開発工学科
	社会建設工学科	水工土木(工)学科	地質工学科	土木海洋工学科
	土木環境工学科	土木建設工学科	土木建築(工学)科	土木地質科
02	農業土木(学)科	生活環境科学科	生産環境工学科	地域開発科学科
	農業開発科	農業技術学科		
	農林工学科	農林土木科		
	<small>農業工学科(ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学及び宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く)            学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻            学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻            学科名に関係なく農業工学コース・講座・専修・専攻</small>			
03	森林土木(学)科	森林工学科	林業工学科	林業土木科
04	鉱山土木学科			
05	砂防学科			
06	治山学科			
07	都市工学科	環境都市工学科	都市システム(工学)科	
08	衛生工学科	環境(工学)科	空調設備科	設備工学科
	設備(工業)科	設備システム科		
09	交通工学科			
10	建築(学)科	環境計画学科	建築工学科	建築システム科
	建築設備工学科	建築第二学科	住居科	住居デザイン科
	造形工学科			
11	緑地(学)科	環境緑化科	環境緑地科	緑地園芸科
	緑地工学科	緑地土木科	林業緑地科	
	造園(学)科	環境造園科	造園工学科	造園デザイン(工学)科
	造園土木科	造園緑地科	造園林学科	

## ご 注 意

一般財団法人全国建設研修センターと似た名称を用いて申込手続きの代行等を行っている業者がありますが、当センターとは一切関係ありません。

当センターは出先機関や代行機関は設置しておりません。

**申込みは受検者本人が直接当センターあてに簡易書留で郵送してください。**

### ●不正行為等に対する受検禁止措置について

**申込書類の記載等に不備がある場合や、不正行為等試験中の禁止行為が発覚した場合、受検もしくは合格を取り消し、最長3年間の受検禁止措置がとられます。**

## 一般財団法人 全国建設研修センターのプライバシーポリシー

- ・一般財団法人 全国建設研修センターは、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。
- ・当センターは、受検申込みの際に試験業務の遂行上必要な事項として受検申込者の氏名、生年月日、本籍、住所等の個人情報を収集します。なお、これらの情報は試験を実施するための重要な情報として利用し、それ以外の目的では利用しません。
- ・受検申込者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開、提供しません。
- ・受検申込みの際に提出された申請書類の内容を外部に公開、提供することはありません。また、外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、当センターは法令等に基づきその要請を拒否し、受検申込者の個人情報の保護に努めます。ただし、法令等に基づく公的機関からの要請により開示しなければならない場合は、個人情報を提供する場合があります。
- ・個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等の防止に努めます。
- ・ただし、合格証明書の交付を受けた方の情報(資格区分、証明書番号、氏名、生年月日、取得年月日)は、公共工事の発注者(国、地方公共団体、特殊法人等)において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

国土交通大臣指定試験機関

一般財団法人 **全国建設研修センター 土木試験部**

〒187-8540 東京都小平市喜平町2-1-2

T E L 042-300-6860

ホームページアドレス <https://www.jctc.jp/>

電話によるお問い合わせ対応時間 9:00~17:00

土・日曜日・祝日は休業日です。

※お問い合わせの際は、おかけ間違いのないようご注意ください。

※落丁本、乱丁本は取扱所で交換いたします。(不許複製)

◎検定に関する最新情報はホームページをご確認ください